

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課、徴収に関する事務								
②事務の内容 ※	<p>                     札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)(以下「地方税法等」という。)により、地方税又は森林環境税(以下「地方税等」という。)の賦課、徴収事務を行っている。                 </p> <p>                     行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表の24項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。                 </p> <p>                     ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。                 </p> <p>                     1 個人住民税(森林環境税を含む)                      地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。                      ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。                      ②課税情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)を受付し、管理する。                      ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。                      ④扶養是正調査、未申告調査を行う。                      ⑤証明書の交付申請に基づき所得(市・道民税)証明書等を交付する。                 </p> <p>                     2 固定資産税・都市計画税                      地方税法等の法律に従い、固定資産税・都市計画税業務で以下の事務を行う。                      ①償却資産申告書を作成し、送付する。                      ②登記所からの通知、実地調査、納税義務者からの申告などに基づいて、土地・家屋・償却資産課税台帳を整備する。                      ③固定資産の価格を決定し、縦覧帳簿や名寄帳を作成する。                      ④賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。                      ⑤現況確認調査、未申告調査を行う。                      ⑥証明書等の交付申請に基づき評価・公課証明書又は名寄帳を交付する。                 </p> <p>                     3 軽自動車税                      地方税法等の法律に従い、軽自動車税業務で以下の事務を行う。                      ①軽自動車等を所有した又は所有しなくなった場合に軽自動車税申告書を受付し、管理する。                      ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。                      ③現況確認調査、未申告調査を行う。                      ④証明書の交付申請に基づき継続検査用納税証明書を交付する。                 </p> <p>                     4 収納・滞納整理                      地方税法等の法律に従い、収納・滞納業務で以下の事務を行う。                      ①納税者からの納税の管理、納税者への還付充当を行う。                      ②納期限内に納付がない納税者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差し押さえなどの滞納整理を行う。                      ③証明書の交付申請に基づき納税証明書を交付する。                 </p> <p>                     ≪左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)≫                      特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。                      ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。                 </p>								
③対象人数	[ 30万人以上 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
5) 30万人以上									

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

<b>①システムの名称</b>	税収納管理システム								
<b>②システムの機能</b>	<p>地方税法等により課税された地方税等の収納管理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 課税システムからの賦課情報連携</li> <li>2 滞納整理システムからの滞納処分、処分停止情報連携</li> <li>3 宛名システムから各課税システムの送付先情報を連携</li> <li>4 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携</li> </ol>								
<b>③他のシステムとの接続</b>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> その他（金融機関・財務連携代行システム）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他（金融機関・財務連携代行システム）	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他（金融機関・財務連携代行システム）									

### システム2～5

#### システム2

<b>①システムの名称</b>	税証明システム								
<b>②システムの機能</b>	<p>地方税法等に基づき税証明書の交付を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 納税証明書の交付</li> <li>2 課税証明書の交付</li> <li>3 所得(市・道民税)証明の交付</li> <li>4 評価・公課証明書等の交付</li> </ol>								
<b>③他のシステムとの接続</b>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> その他（証明書コンビニ交付システム）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他（証明書コンビニ交付システム）	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他（証明書コンビニ交付システム）									

#### システム3

<b>①システムの名称</b>	住民税システム								
<b>②システムの機能</b>	<p>地方税法等による地方税等のうち個人住民税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 納税者番号の付番・確認</li> <li>2 税額計算及び賦課情報の管理</li> <li>3 申告書、法定調書等の情報の管理</li> <li>4 納税者に関する基本情報や関係者情報の管理</li> <li>5 納税通知書、税額決定通知書等の帳票発行</li> </ol>								
<b>③他のシステムとの接続</b>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> その他（審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名)）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他（審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名)）	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他（審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名)）									









システム12	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</li> <li>2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</li> <li>3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送 世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。</li> <li>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</li> <li>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                    [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、税宛名)、庁内各業務システム )</p>
システム13	
①システムの名称	システム基盤(税宛名)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報の連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</li> <li>2 税宛名の管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</li> <li>3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                    [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム )</p>



3. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、市税の公平・公正な課税に資するため。</li> <li>・情報提供ネットワークを用いた他の地方公共団体等との情報連携に対応するため。</li> <li>・社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被扶養者の所得確認など事務の効率化が図れるため。</li> </ul>
②実現が期待されるメリット	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 番号制度の導入により、住民税申告書の情報、給与支払報告書等の課税に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に納税者等の情報を把握することが可能となり、より公平な課税に資することが期待される。</li> <li>2 被扶養者の所得等の確認等について、紙媒体での照会よりも事務を効率化することができる。</li> <li>3 社会保障分野の手続で求めている市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減(証明書を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。</li> </ol>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)第4条第2項、第3項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市 財政局 税政部 税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課
②所属長の役職名	税制課長、市民税課長、固定資産税課長、納税指導課長
8. 他の評価実施機関	
-	